

訪問介護ステーションこすもす 移動支援事業運営規程

※この運営規程は、公表にあたり従業員の数等ができる限り正確に伝わるために、本来の運営規程に一部変更を加えています。

第1条（事業の目的）

有限会社シオカが設置する、訪問介護ステーションこすもす（以下「事業所」という。）において実施する移動支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児（利用者を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、障害児の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所は、障害児が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害児の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障害児の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、障害児の必要な時に必要な移動支援の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び姫路市、太子町、たつの市（以下、市町村とする）が地域生活支援事業に関する要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 訪問介護ステーションこすもす
- （2）所在地 兵庫県姫路市網干区津市場 805-3

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）～令和7年12月末時点～

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 2名（常勤兼務 2名）

サービス提供責任者は、移動支援に係るサービス提供計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者

に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 11名(常勤換算:3.3 常勤兼務1名、非常勤専従10名)

従業者は、移動支援に係るサービス提供計画に基づき移動支援の提供に当たる。

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(祝日も含む)までとする。
ただし、10/21~10/22、12/31~1/3を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休とする。
- (4) サービス提供時間 24時間とする。

第6条(主たる対象者)

事業所において、移動支援を提供する主たる対象者は、障害児とする。

第7条(移動支援の内容)

事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 移動支援に係るサービス提供計画の作成
- (2) 外出時における移動の介護
- (3) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

第8条(利用者から受領する費用の額等)

市町村の地域生活支援事業である移動支援事業のサービスを提供した際には、利用者が所属する市町村の定める負担上限月額範囲内において支払いを受けるものとする。

- 2 代理受領を行わない移動支援事業のサービスを提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から市町村の定める地域生活支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から往復1km未満 徴収しません
- (2) 事業所から往復1km以上 15円/km×実際にかかった距離数(km)

- 4 前項の費用の額に係る事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

第9条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、姫路市(家島町・香寺町・安富町を除く)、揖保郡太子町、たつの

市(新宮町を除く)とする。

第 10 条 (緊急時等における対応方法)

現に移動支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合、その他必要に応じて、速やかに利用者や主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。利用者等への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 障害児に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害児の利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 障害児に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 11 条 (苦情解決)

提供した移動支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した移動支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

第 12 条 (虐待防止のための措置)

障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

第 13 条 (暴力団員等の排除)

管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）第 7 条（その他の市町村にあっては、これに準ずる条例）の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

- 2 その運営について、姫路市暴力団排除条例第 7 条（その他の市町村にあっては、これに準ずる条例）の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けないものとする。

第 14 条 (事業継続計画)

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護の提供を受けられるよう次の措置を講ずるものとする。

①業務継続計画の算定

②従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施

③定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 15 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- ①概ね 6 か月に 1 回以上、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業員への周知徹底
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

第 16 条 (その他運営に関する重要事項)

事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年 12 回実施
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児・利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社シオカと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。